



第 10 号

昭和34年11月10日印刷
昭和34年11月15日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3,427
宇都宮商工会議所
電話 2,622 3,072 番
2,905

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話 4,006 6,481 番

通常議員総会(決算総会)開催

一、と き 九月二十三日午後二時

一、と ころ 当所第三会議室

一、出席者 上野会頭、小林、河合副会頭、小保方

渡辺(愛)、粕谷、柳田、福田(新)、福田(富)

荒川、鈴木(善)、福田(松)、飯塚、小倉、渡

辺(長)、渡辺(貞)、増淵、福田(俊)、福田(三)

坂井、坂本、鈴木(良)二二議員

委任状によるもの

坂坂副会頭、石海、渡辺(俊)、田辺、福田(昇)

小花、荒牧、箕輪、笠原、岩田、渡辺(清)、

中島、野沢、福上、荒井、安久都 一六議員

合計三八議員

一、議 案

第一号議案 昭和三十三年度事業報告承認の件

本件は事業内容を詳細説明し、満場異議なく承

認

第二号議案 昭和三十三年度収支決算承認の件

本件は収支内容を詳細説明した後、福田(松)監
事より事業報告の内容並に収支決算につき諸帳
簿、証憑書類を監査した結果正確であることが
認められたと報告し、満場異議なく承認
(収支決算書後記の通り)

第三号議案 定款一部変更の件

本件は変更理由について詳細説明をなし、満場
異議なく可決確定。

(変更内容後記の通り)

第四号議案 部会規定並に委員会規定設定の件

本件は当会議所運営上、部会規定並に委員会規
定を設けたいこと及び各規定案につき詳細説明
し、満場異議なく可決確定。

(各規定後記の通り)

その他

一、九月十九日県知事応接室において、総合会館建
設について知事、県首脳部並に商工団体、農業団
体および市町村団体と話しをなした結果を報告。

一、本日午前中、県知事応接室において開催され
た、日本不動産銀行の支店誘致に関する懇談会の
内容について、河合副会頭および藤生専務理事よ
り説明報告。

一、十年以上勤続議員の表彰式および本年六月任期
満了により退任された議員に対する感謝状贈呈式
を挙行。

(受賞者後記の通り)

昭和33年度収支決算書

(昭和33年4月1日より
昭和34年3月31日まで)

(単位円)

収 入 の 部	款	項	本年度額	本年度額	過不足	備 考
1. 会 費	1. 会 費	1. 会 費	2,353,000	2,028,000	△325,000	
		2. 過年度会費	2,303,000	1,979,850	△323,150	法人 1,336円 1,870,500円 個人 225円 157,500円
2. 交 付 金	1. 補 助 金	1. 補 助 金	911,000	911,000	0	国庫 220,000円 県 220,000円
		2. 業 収 入	1,230,000	1,268,448	38,448	珠算、簿記、タイン検定試験受験料収入 商工振興事業関係収入
			380,000	531,638	151,638	
			850,000	736,810	△113,190	
						県 121,000円 市 350,000円

4 手数料使用料	1.手数料使用料	210,000	253,235	43,235	手数料、使用料
5 寄付金	1.寄付金	100,000	104,000	4,000	事業に対する寄付金
6 雑収入	1.予金利息 2.雑入	50,000 2,000 48,000	93,610 2,749 90,861	43,610 749 42,861	予金利息 その他雑入
7 繰越金	1.繰越金	26,000	137,315	111,315	前年度繰越金
合計	計	4,880,000	4,795,608	△ 84,392	

支出の部

款	項	本年度 予算額	本年度 決算額	過不足 △印	備	考
1 給与費	1.給料 2.諸給 3.賞与 4.報酬	1,460,000 820,000 480,000 135,000 25,000	1,405,550 831,400 413,850 150,300 10,000	△ 54,450 △ 11,400 △ 66,150 △ 15,300 △ 15,000	役員給料12ヶ月分(7名分) 手当及び雑給 職員賞与 嘱託報酬	
2 旅費	1.旅費	70,000	45,360	△ 24,640	役員旅費	
3 家屋費	1.借地料 2.管理費 3.管理費 4.保険料	196,000 27,000 119,800 30,000 19,200	277,454 26,388 159,550 84,016 7,500	81,454 △ 612 39,750 54,016 △ 11,700	不足額81,454円予備費より流用 市有地借地料 修繕費 光熱費、水道料 火災保険料	
4 事務局費	1.通信運搬費 2.消耗品費 3.図書印刷費 4.印器費 5.什器費 6.その他諸費	300,000 90,000 100,000 31,000 26,000 38,000 15,000	277,875 99,471 68,157 36,305 42,197 31,745 0	△ 22,125 9,471 △ 31,843 5,305 16,197 △ 6,255 △ 15,000	電話料、郵便料、その他運搬費 需用紙文房具類 官公報、新聞その他図書 印刷費 費備品購入及び修繕費	
5 会議費	1.会議費	100,000	47,736	△ 52,264	議員総会、役員会、部会、その他会議費	
6 一般事業費	1.一般事業費	2,100,000	2,103,524	3,524	不足額3,524円予備費より流用 中小企業相談所関係費 池上振興技術普及関係費 調査研究費 講習会講演会貿易振興対策関係費 販路拡張宣伝費 観光宣伝簡取引(韓)旅費 その他事業費	774,579円 648,221円 71,609円 106,190円 200,000円 25,040円 277,885円
7 交際費	1.交際費	60,000	55,961	△ 4,039		
8 公課分担金	1.公課分担金	150,000 3,000 147,000	160,424 600 159,824	△ 10,424 △ 2,400 △ 12,824	不足額10,424円予備費より流用 日商会費、連合会費、その他	
9 厚生費	1.福利厚生費	90,000	82,565	△ 7,435	役員員社会保険料	

退職給与資金 10積立金特別会計	退職給与資金 1.積立金特別会計	160,000	160,000	0	0	役員退職給与積立金
法定台帳管理費 11補填	法定台帳管理費 1.補填	20,000	0	△ 20,000		
12雑費	1.雑費	50,000	32,511	△ 17,489	諸雑費	
13予備費	1.予備費	124,000	0	△124,000	第3款家屋費～流用額 第6款船事業費～流用額 第8款公課分担金～流用額	81,454円 3,524円 10,424円
合	計	4,880,000	4,648,960	△231,040		

収入支出比較表

収入決算額	4,795,608円	支出決算額	4,643,960円	差引	146,648円	備	次年度へ繰越
-------	------------	-------	------------	----	----------	---	--------

昭和33年度退職資金積立金收支決算書

(昭和33年4月1日より
昭和34年3月31日まで)

(単位円)

収入の部	款	項	本年度額	本年度決算額	過不足 △印減	備	考
1.退職資金積立金	繰越金	1.繰越金	654,148	660,542	6,394	前年度繰越金	
		2.本年度積立金	494,148	500,542	6,394	本年度積立金	
2.利子	利子	1.利子	2,000	18,976	16,976	預金利子	
		計	2,000	18,976	16,976		
合	計		656,148	679,518	23,370		

支出の部

支出の部	款	項	本年度額	本年度決算額	過不足 △印減	備	考
1.退職給与金	退職給与金	1.退職給与金	656,148	138,000	△518,148	退職者3名分給与金	
		計	656,148	138,000	△518,148		

収入支出比較表

収入決算額	679,518円	支出決算額	138,000円	差引	541,518円	備	次年度へ繰越
-------	----------	-------	----------	----	----------	---	--------

財産目録

(昭和34年3月31日現在)

物	件	金額	備	考
1. 建物	12,000,000	建物一式		
2. 什器	800,000	什器類		
3. 図書	73,000	図書類		
4. 予金	683,574	退職資金積立金 足利銀行予金	541,518円 142,056円	

5. 現金	4,592
合計	13,561,166

貸借対照表

(昭和34年3月31日現在)

貸方 (負債)		借方 (資産)	
種目	金額	種目	金額
1. 積立資産	541,518	1. 建物	12,000,000
2. 現金	13,019,648	2. 什器	800,000
合計	13,561,166	3. 図書	73,000
		4. 手形	683,574
		5. 現金	4,592
		合計	13,561,166

○定款変更

改正条文

第三十八条第二項 通常議員総会は毎年三月及び七月、臨時総会は第四項に規定する場合の外、会頭が必要と認めるときに開催する。

第四十八条 部会には部長一人及び副部長三人以内を置く。

第五十五条 委員会に委員長一人、副委員長三人以内及び委員若干人を置く。

現行条文

第三十八条第二項 通常議員総会は毎年三月及び九月、臨時総会は第四項に規定する場合の外、会頭が必要と認めるときに開催する。

第四十八条 部会には部長一人及び副部長一人を置く

第五十五条 委員会に委員長一人、副委員長一人及び委員若干人を置く。

○宇都宮商工会議所部会規定

第一条 本商工会議所部会につき定款に定めあるものゝ外は本規定による

第二条 部会は当該部会に属する事業を調査研究しその改善発達を図る事を任務とする

第三条 部長及び副部長の任期は二年とする

- 一、部長及び副部長は再任されることが出来る
- 二、部長及び副部長は任期終了後、後任者の就任するまで引続きその職務を行うものとする

四、補欠で選任された部長及び副部長は前任者の

残任期間在任する

第四条 部会は部長が必要と認めるとき又は部会総員の五分の一以上の同意を得て申出のあつたとき部長が日時場所及会議の目的を開催日の三日前に通知して招集する。但し緊急止むを得ざる時は此の限りでない

第五条 部会は総員の五分の一以上出席しなければ開議し議決することができない

二、前項の議決は出席者の過半数を以て決し可否同数なる時は議長の決するところによる。

第六条 部会の運営を扶け任務の遂行を容易にするため部会に評議員を置く事ができる

二、評議員の数は部会員の協議により定める

三、評議員は部会員の互選による

四、評議員は必要に応じ評議員会を開く

五、評議員会は部長が招集し且つ議長となる

六、評議員会の議決は部会の承認を得て部会の議決をすることができる

第七条 部会は必要に応じ分科会を設けることができる

二、分科会の会員は部長が委嘱し分科会長は会員の互選とする

第八条 二つ以上の部会に關係のある事項については連合部会を設ける事ができる

第九条 連合部会は關係部会長の申出により会頭が招集する

二、連合部会の議長は關係部会長の互選による

第一〇条 定款第五〇条並に本規定第五条の規定は連合部会について準用する

第二一条 部会に關する経費は必要あるものに限る本会議

所の支弁とする
二、部会及分科会に於て必要あるときは部会員から特別に経費を徴集することができる

第二二条 本規定は議員総会の議決を経て改廃することができる
附 則

本規定は昭和三四年一〇月一日から施行する

○宇都宮商工会議所 委員会規定

第一条 本会議所の委員会については定款に定めあるものの外は本規定による

第二条 委員会とは会頭の要請により、又は部会及び議員総会の付託に応じ若しくは、委員会の発議に基づき本会議所の目的達成に必要且つ重要な事項につき調査研究をする

第三条 委員の任期は議員の任期に従う

第四条 委員会には会頭又は当該委員長が必要と認められた時は招集する

第五条 委員会の議長は委員長とする但し委員長事故ある時は副委員長互選の上定める

第六条 委員会はその決定事項を会頭に報告しなければならない
二、前項の決定事項は常議員会の議決を経て本会議所の決議とすることができる

第七条 二つ以上の委員会に関係ある事項については合同委員会を開く事ができる

第八条 合同委員会は会頭が必要と認めるとき又は関係委員長の申出により会頭が之を招集する

第九条 二、合同委員会の議長は委員長互選の上決定することができる

第二〇条 定款第五四条に示す委員会の外、特に必要ある場合は常議員会の議決を経て臨時委員会を設けることができる

第二一条 委員会は総委員の二分の一以上出席しなければ開催し議決することができない

二、前項の議決は出席委員の過半数を以て決し可否同数なるときは議長の決するところによる

第二二条 本会議所の役員は委員会の委嘱により出席して意見を述べる事ができる

第二三条 委員会の経費は必要あるものに限り本会所の負担とする

二、委員会に於て必要あるときは委員から特別に経費を徴収することができる

第二四条 本規定は議員総会の議決を経て改廃することができる

附 則

一、本規定は昭和三四年一〇月一日から施行する
二、本規定の運用につき必要なことは会頭の指示に従う

○表彰状受賞議員（十年以上勤続）

副会 頭 保 坂 正 七 殿
常 議 員 小 保 方 光 三 殿

○感謝状受賞者（本年六月退職議員）

野 沢 英 一 殿
田 中 永 吉 殿
金子喜重郎殿
野 沢 藤 一 郎 殿
山 村 周 平 殿
浅 野 友 次 郎 殿
福 田 治 殿
菊 地 由 藏 殿
館 野 親 雄 殿

当所常議員会

◎と き 九月二十三日午後一時

一、ところ 当所第三会議室

一、出席者 上野会頭、小林、河合副会頭、小保方、渡辺（愛）、粕谷、柳田、福田（新）、福田（寛）、荒川、鈴木（善）常議員

委任状によるもの 石海、渡辺（俊）、田辺、福田（昇）、小花、荒牧、箕輪常議員 合計一八常議員

一、議 案

第一号議案 昭和三十三年度事業報告承認の件

第二号議案 昭和三十三年度收支決算承認の件

第三号議案 定款一部変更承認の件

第四号議案 部会規定並に委員会規定設定の件

以上各議案共満場異議なく承認可決
（通常議員総会記録と同じ）

そ の 他

九月十日開催された当所商業活動調整協議会について、同協議会委員である鈴木（善）常議員より、会議の内容を詳細説明報告

宇都宮商工会議所商業活動調整協議会の正副会長さま

右協議会は左記の通り開催され、議案の会長については宇都宮商工会議所商業活動調整協議会規則に基づき、上野会頭が学識経験者たる委員のうちより高橋栄作氏を指名委嘱し、次いで副会長については高橋会長が指名した石海勇次郎氏を委嘱して決定された。

一、と き 九月二日午前十一時

一、ところ 当会議所第三会議室

一、出席委員 高橋栄作、花田讓一、甲斐キヨ、樋山ヨシ

横倉良夫、箕輪忠次郎、石海勇次郎、柳田 広、粕谷松一郎、手塚瀧男、上野修二郎、保坂正七、鈴木善助、荒牧春三郎

一、議 案 正副会長御委嘱の件

第四回全国商店サービス

強化運動盛大裡に終る

十月一日より同月三十一日迄の一月間、全市挙げて本運動に参加し、各種の催しを実施したが、特にメートル法完全実施に伴い不用となつた尺貫法の台秤の増オモリ回収運動は、メートル法への切替と、増オモリの売却による売上金の伊勢湾台風の見舞を兼ねて実施した。

尙本運動の重要項目である正札販売、正量販売、品質表示および接客サービス向上について「全国商店、サービスコンクール」を実施し、左記商店が日本商工会議所会頭賞を授与された。

大 工 町	坂 本 眼 鏡 店
オリオン通り	タ テ ノ 洋 装 店
オリオン通り	と ら や 呉 服 店

中小企業退職金共済制度のあらまし

中小企業者およびその従業員のための「中小企業退職金共済法」の運営に当る特殊法人「中小企業退職金共済事業団」は、本年七月東京に設立され、いよいよ十一月一日より業務開始のこととなりました。

当会議所は、いち早く「宇都宮中小企業従業員退職金積立組合」を設立して積立事務を代行して求ましたが、右の通り事業団の業務開始により今後は正規の取扱となりますので、制度のあらましをお知らせし、ご利用をお勧め致します。

一、制度の趣旨

中小企業の従業員は、大企業の従業員に比べ賃金その他の労働条件の面で非常に劣っております。それがために新規卒業者などが、中小企業に就職することを嫌う傾向があり、就職しても短期間に辞めてしまう人が多いのです。そこで優秀な従業員を雇い、腰を落ち着けて働いてもらうためには、最低賃金制の実施と共に退職金制度を確立することが必要なわけです。

一、制度の特色

イ、手軽であること
事業主が毎月掛金を事業団の代理店である最寄りの金融機関に払込んでおけば、退職金の支給は事業団から行われますので、事業主は手軽に退職金制度を設けることが出来ます。
ロ、有利であること

1. 毎月の掛金は全額免税されます。免税によつてりく税額は、地方税まで入れると平均して掛金額の約半分になります。ですから事業主は実質的には一〇〇円だけ支出すれば、二〇〇円分の掛金ができる勘定になります。

2. 事業団の事務費は全額国の費用でまかなわれ、加入者に負担はかかりません。

3. 五年以上掛金をかけた場合は、退職金に国の補助金がつきますので有利です。

一、安全であること

この制度の運営には、法律によつて設けられた中小企業退職金共済事業団があたるので、つぶれる心配はなく積立金は安全に管理されます。

一、加入できる事業主の範囲

常用の従業員数が商業又はサービス業は三〇人以下、その他は一〇〇人以下の事業主です。

一、従業員の全員加入

加入するかどうかは事業主の自由ですが、加入する場合は特別の従業員を除いて全員加入が原則となっております。

特別の従業員とは経営者、定年その他の事情で遠からず退職することになつてゐる者、休職者、日雇や臨時雇等を指します。

一、掛金とその払込

掛金は事業主の負担でその額は、一人一カ月二〇〇円から一〇〇〇円まで一〇〇円きざみで従業員ごとに定めることになっています。

また途中から増額することもできます。

一、退職金額

退職金額は掛金をかけた月数によつて定められています。たゞしこの制度は共済制度ですから、短期勤続者はやゝ不利ですが、長期勤続者が有利となるように定められております。国の補助金は、掛金月額二〇〇円の部分に対し掛金納付年数五年以上五%、一〇年以上一〇%つき、退職金は事業団から直接退職者に支払われます。

一、解約手当金

途中で解約した場合でも、解約手当金が従業員に支払われます。たゞし解約手当金は退職金額から国の補助金を差引いた額です。

一、加入の手続

この制度に加入するには、最寄りの金融機関に「退職金共済契約申込書」を添えて申込金(第一回掛金)を払込むだけでよいのです。

一、従前の積立事業(積立組合)との関係

従前の積立事業に参加している事業主が、新たな制度に引継を希望される場合、その積立金を事業団に納付すれば、その金額に対応して定められた月数を掛金納付月数に通算されます。

一、申込受付および掛金取扱場所

事業団より業務委託を受けた代理店で、当地方では次

の金融機関が申込受付および掛金受入等の窓口事務を取扱います。

日本勧業銀行、日本信託銀行、第一銀行、群馬銀行、富士銀行、足利銀行、協和銀行、商工中金の各支店
 栃木相互銀行、常磐相互銀行、茨城相互銀行、宇都宮信用金庫、栃木県中央信用組合の各本支店
 なおこの制度についての詳細は、栃木県宇都宮労働事務所（市内河原町・電話四七九二） 栃木県中小企業団体中央会（商工会議所内・電話五九六八）又は当商工会議所へお問合せ下さい。

退職金額表 (含国庫補助)

(一部抜すいのもの)

掛金納付年数	1年	3年	5年	7年	10年	15年	20年	25年	30年
毎月の掛金									
毎月200円の掛金を掛けた場合	円 720	円 6,360	円 14,590	円 22,790	円 40,640	円 74,400	円 117,560	円 175,330	円 252,670
毎月300円	1,080	9,540	21,520	33,620	58,930	107,870	170,460	254,230	366,370
毎月500円	1,800	15,900	35,380	55,280	95,510	174,810	276,260	412,030	593,770
毎月1,000円	3,600	31,800	70,030	109,430	186,960	342,160	540,760	806,530	1,162,270
最初が毎月200円ずつ増して掛けた場合(1,000円まで)	720	6,360	15,860	28,310	56,990	125,650	230,480	384,590	600,880

宇都宮、足利間即時通話
 実施につき陳情開始

当会議所は市内の電話事情緩和のため関係当局に対し、宇都宮第二電話局建設促進につき陳情を続けてきましたが、今回更に宇都宮、足利間即時通話実施について足利商工会議所と共同にて運動を起し、次の通り陳情致しました。

九月十八日 鈴木(善)および藤生専務理事、宇都宮電話局長を訪問陳情

二十五日 足利商工会議所望月専務理事と共に当所荒牧常議員および藤生専務理事、上京陳情

宇都宮—足利間即時通話実施につき陳情

商工業の発展が電信電話事業に俟つて極めて多大でありますことは今更論を俟たない処で、この事につきまして貴職を始め御当局関係者が日夜御腐心御努力致され商工観光事業の円滑なる運営に寄与されつつあります事につき深く敬意を表するもので茲に感謝申上ぐる次第で御座います。

申上ぐる迄もなく宇都宮市は県下行政の中心地であり、従つて県内各市町村との接渉は文化の向上、産業の発展と共に益々繁く県南各市、殊に足利市との交易は県政ともつながり、これが媒体は唯々電話の円滑なる疏通に俟つのみであります。

然る処電話事業においてはその取扱が依然として一般市外電話扱となつて居りますので、利用者は通話輻輳のため一時間半、時には二時間以上も待たされる事が屢々であり重要取引の機を逸し、ために不利益を蒙る者も多く市勢の発展を阻害し、ひいては県政にも悪影響を及ぼすこととなるのであります。

冀はくば速かに即時通話を実施せられ敏速なる経済活動の出来ます様御取計賜り度く茲に両市民を代表して陳情申上ぐる次第で御座います。

昭和三十四年九月 日

宇都宮商工会議所会頭 上野 小七
 足利商工会議所会頭 小林 忠藏

○陳情先

日本電信電話公社

関東電気通信局長 小 島 哲殿
 栃木電気通信部長 渡 辺 順 干殿
 宇都宮電話局長 山 下 薫 殿
 足利電話局長 井 上 将 雄 殿

講演会「労働基準行政の本質と展開」

一、日 時 九月八日午後一時
 一、会 場 宇都宮市東小学校講堂
 一、講 師 労働省労働基準局 主任中央監察監督官 長岡 貢先生
 一、主 催 宇 都 宮 市 宇都宮商工会議所 宇都宮経営者協会 宇都宮労働基準協会

聴講者二〇〇名、経営者及び労務担当者に有益な講演であつた。

日本生産性本部提供による

映画会・開催

生産性向上運動の一環とする標記映画会は、昨年度より実施し多大の効果が認められたので、本年度も左記の通り

実施し好評を博した。入場者 ひろ八〇人、よる六〇人
一、期 日 九月二十二日午後一時より
午後六時より

一、映写フィルム

「ひろの部」マーケティング、セルフサービスの店
店頭販売の秘訣(陳列編、接客編、包装進物編)
「よるの部」ものいわぬ人々、中小工場の仕事の進
め方、部下の協力をうるには、提案制度

一、会場 当商工会議所第一会議室

一、主催 宇都宮市、当商工会議所、日本生産性本部

第三回商店販売員講習会

十月二日午後より翌三日午前かけ、日光田母沢本館に
於て開催された第三回商店販売員講習会は、商店主婦一〇
名を含めて出席者二〇〇名を超え頗る盛会であつた。

(当会議所より鶴山職員出張受講)

なお講演の内容は次の通りであつた。

十月二日 挨拶

県商工労働部長 中川 晃

繁昌する店

経営評論家 竹 中 顯

映 画 「人間の住む惑星」「風流交番日記」

十月三日 売れる陳列と装飾

喜ばれる客扱い 鈴木 正雄

NHKアナウンサー 青木 一雄

挨拶

栃木県商工会議所連合会 長 上野 小七

「商工図書館」をご利用下さい

当会議所は市と共同で会議所の二階西隅に、商工図書館
を設けております。既に各地商工名鑑の外に、法律経済等
に関する図書および経済雑誌を備えて一般の無料閲覧に供
してありますが、この度次の新刊書を購入して内容の充実
を図りました。ご遠慮なくご利用下さい。

貸出しは 単行本 七日
雑誌 三日

○今回購入した新刊書次の通り

書 著 名	発行所	書 籍 名	発行所
セルフ・サービス の仕方	誠文堂	和家具の仕事上 法	工作社
食品の加工と貯蔵	第一出版	家具の製作法 基礎応用	〃
菓子製造学	昭光社	経済記事の常識	日本評論 新社
経営と税務の妙手	池田書店	土地家屋の法律知 識	自由国民 社
セールス百話集	ダイヤモンド ソド社	会社商店法律実務	ダイヤモンド ソド社

仕入れ上手・売り 上手	日本能率 協会	図集新しい商店	彰国社
現代企業と経営組 織	金原出版	看板と広告塔	〃
プロダクト・ブラ ンニング・アメリ カに於ける製品計 画の現情	日本生産 性本部	看板の意匠	〃
金融経済の構造	創文社	家庭の法律相談	〃
経営への真言	日刊工業 新聞	貸倒金の法律知 識(正)	布井書店
法人税の手続	財政経済 弘報社	〃	(続) 〃
事業を生かすアイ デア	ダイヤモンド ソド社	不動産の取引	有斐閣
伝票会計の実務	池田書店	不動産の登記	〃
商業会計概論	評論社	手彫・小切手の法 律知識	酒井書店
包装食品	紀元社	体系経済学辞典	東洋経済
デザインで生きる 企業	日本経済 新聞	賃金・退職金をめ ぐる法律問題	〃
経営・労働・賃金	時事通信 社	労働行政要覧	労働法会
職場の女性	日本能率 協会	職業小辞典	雇用問題 社
実用会社設立手続 と登記	大同書院	経営学入門	有信堂
設計の近代社を急 げ	白柳社	体系簿記実務	大同書院
隠れたダイヤを探 せ	〃	宣伝広告の実務知 識	ダイヤモンド ソド社
会社の舵はどうき るか	〃	セルスの上手な まとめ方	岩崎書店
アイデアをにがす な	〃	計画販売論	大同書院
経営は科学する	〃	日本の経営者精神	経済往来 社
商店経営の手引	近代セル ルス社	成功する経営者	東洋経済
ダイヤモンド会社 要覧	ダイヤモンド ソド社	あなたの店の自己 診断	誠文堂
経営診断の手帖	経林書房	商店の集団経営指 針	中小企業 診断協会
繁盛のための金づ くり	誠文堂	経営分析講義	白柳書房
企業の近代的経営	ダイヤモンド ソド社	会社規程の作り方 使い方	ダイヤモンド ソド社
老万円から八拾万 円までの開業案内	岩崎書店	あなたは進歩した か	白柳社
コンパニーを止め るな	白柳社	経営の畑づくり	〃
伝票のたぐい	〃	設備の医学	〃

計 六五册

外国人の選んだ輸出適格品

中小企業輸出展は十月十二日迄で終幕となったが、その
出品物のうちから更に中小企業庁が、外国デザイナーに委
嘱して選ばせた輸出適格品は大体次のようなものでした。
中小企業製品や地方工藝品では、どんな物が外国人の興
味をひくか窺い知ることが出来てご参考になると思いま
す。(選定品一五一点のうち四六点掲載)

品名	価	格	産地
桜皮細工 盆	一八〇	秋田県	
茶筒(三ッ組)	一二五	"	
曲わつば 半月盆	五三〇	"	
鉄器丸形肉鍋	四五〇	岩手県	
古銭型灰皿	七〇	"	
秀衡 椀	五〇〇	"	
曲物 弁当箱	四〇〇	山形県	
鉄 小形酒器	四六〇	"	
梨青小形酒器	〇〇〇	"	
シガレットボックス	七五〇	神奈川県	
フアンシーボール	二〇〇	"	
サイドテーブル	二〇〇	"	
白磁花 瓶	〇〇〇	京都府	
酒用土 瓶	四〇〇	"	
小判型三人籠(竹)	七七〇	"	
練上げ砂糖入	二〇〇	"	
青銅金メッキ製チベット仏像	一〇〇	富山県	
九谷焼金欄手元椽文様角鉢	五〇〇	"	
欄 小箱 (大)	二〇〇	石川県	
なつめ型シガレットボックス	七〇〇	"	
富貴塗 吸物椀	三五〇	"	
ふき漆千筋茶托	三六〇	"	
尺八寸すし桶 朱	六〇〇	"	
黒塗 湯呑	七〇〇	"	
鷹野 弁当	五〇〇	"	
キャンデーボール	二一〇	大阪府	
ケ ー キ 皿	三六〇	"	
フルーツボール(竹舟型)	二〇〇	"	
古楽面地 久面	四九〇	奈良県	
〃 広隆寺菩薩面	八四〇	"	
わら座ぶとん	一四〇	岡山県	
円 座	四〇〇	広島県	
牡丹 絵 五寸皿	三一〇	佐賀県	
〃 徳 利	一六〇	"	
土 瓶	九九〇	"	
焼 杉 皿	二六五	大分県	
三葉型四ッ目編盛器	四五〇	"	
竹 卷 丸 盆 (青)	六五〇	"	
盛籠染分小判型波目編	八三〇	"	
あめ釉はけめ首長花瓶	四五〇	"	
鉄砂釉無地コップ 小	六五	長崎県	
〃 土 瓶	二〇〇	"	
藤 釜 敷	一〇〇	島根県	
袖 師 焼 八寸皿	二二〇	"	

ご入会のおすゝめ

商工業者の皆様、特に特定商工業者の皆様
 当会議所の会員になられて、会議所運営にご
 協力下さいますようお願い致します。
 年間会費 個人 一口 七〇〇円
 法人 一口 一、四〇〇円

第十一回和文タイピスト技能検定試験実施

右検定試験を十月十一日(日)午前十時より栃木県庁文
 書課浄書室に於て実施した。受験者十名中合格者次の通り。
 一級 手塚ナミ子 県庁文書課
 二級 桑川悦子
 三級 若林澄子
 〃 絵幡美智子 日本蓄音器(株)
 四級 井波紘子 富士通信機製造(株)

第三七回珠算能力検定試験実施

右検定試験は十月二十五日(日)全国一斉に実施された。
 当会議所は左記四カ所で実施したが、平均合格率において
 前回に比べ二%上昇の成績を示した。
 一、試験場 宇都宮市立旭中学校
 氏家町立氏家中学校
 上河内村立中里小学校
 宇都宮 刑務所

級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	八四	一五	一八%
二級	三四七	四八	一四
三級	九八〇	四四三	四五
四級	一五〇	六八	四五
五級	一一二	六三	五五
六級	一一一	六四	五三
七級	五六	三三	五九
計	一八五〇	七三四	四〇

伊勢湾台風災害義援金を送る

九月二十六日夜半、伊勢湾を襲つた十五号台風は死者五
 千余人、物的損害も八百億円にのぼる大災害を与え去りま
 した。当時その惨状は目を覆うものがあつたさうです。そ
 れが天災であろうと、人災であろうと、災害を蒙つた人々
 には誠に同情に堪えません。秋も深まつて冷気を加えて
 参りました今日この頃、被災者の方々には健康に留意して
 一日も早く復興されますことを祈るばかりであります。
 当会議所はさきに宇都宮青年会議所が行つた右の災害義
 援金募集に後援団体として協力しましたが、更に日本商工
 会議所の義援金募集に応じ、上野会頭はじめ議員有志五〇
 名よりの募金参万六千円を十月末に日本商工会議所へ送金
 しました。

中小工業者の皆様へ

「中小企業設備近代化資金」についてお知らせ
 県は中小企業振興資金助成法に基き特別会計を設けて設備
 近代化資金の貸付を行つておりますが、来年度から次のよ

に取扱われることになりましたからお知らせ致します。

記

一、予め工場診断を受けて経営全般に亘る合理化計画を立て、これに基づいた適切な設備近代化を実施しようとする場合は、優先的に設備近代化資金の貸付が行はれる。なお工場診断の実施は、県商工労働部指導課でも民間の診断員を利用されてもよい。

〔註〕県商工労働部の診断を希望される方は当会議所にお申込み下さい。

国民金融公庫融資案内

国民金融公庫宇都宮支所

○年末資金には低利の政府資金を
中小企業の方で年末資金の借入を必要とされる方に
政府施設の金融機関である国民金融公庫の長期低利
の資金を利用されるようおすすめ致します。

公庫貸付要綱

○普通貸付……中小企業向事業資金貸付

- 貸付限度 個人一〇〇万円以内
法人二〇〇万円以内
- 貸付利率 月利七厘七毛五糸(日歩二銭五厘五毛)
- 貸付期間 五年以内
- 返済方法 原則として月賦払
- 保証人 一名以上
- 担保 原則として不要、但し貸付金額により必要な場合がある

○年末資金の御申込みはお早くお出し下さい。十月末日迄の申込分は大休十一月末日迄の貸出となり年末に役立ちます。
十一月末日迄の申込受付分が大休十二月中の貸付となります。

当会議所では会員の便宜をはかり、くわしい業務案内や申込用紙を備付けておりますから、御希望の方は御遠慮なく御相談下さい。

宇都宮手形交換高

(単位千円)

年 月	手形枚数	金 額
卅三年十二月	二九、四五三	七、三五八、四三一
卅四年一月	一八、七九九	六、二四〇、一〇四
二月	一九、八二七	五、〇三八、九七八
三月	二一、一八二	六、三八二、一五七
四月	二〇、六三八	五、八五一、九六一
五月	二〇、四二七	五、〇五一、七七四
六月	二六、五〇六	五、四二八、一一六
七月	二二、七〇一	四、九五六、一一七
八月	二一、四七三	四、二二二、六七三

不渡手形

年 月	手形枚数	金 額
卅三年十二月	四六	二、二八二
卅四年一月	四二	一、四五八
二月	四八	一、七一八
三月	四七	二、三〇六
四月	四一	一、二五一
五月	二七	四、二四八
六月	二六	一、二四五
七月	二五	一、〇三三
八月	四一	一、七七二
九月	三九	一、二九六

九月 二二、五一五 四、〇七五、九九〇

カバンと靴のデパート



あをやぎ

宇都宮市大田通り江野町 TEL.4495

日商だより

第一四回中小企業委員会

日時 九月二十九日午前十時
会場 東京産業会館六階会議室
出席 当所より藤生専務理事出席

- 協議事項
- (1) 中小企業対策に関する件
 - (2) その他

第十回通常会員総会

- 一、日時 昭和三十四年九月三十日(水) 午後一時～四時三十分
- 二、会場 九段会館二階大会議室
- 三、報告事項
- (1) 昭和三十四年三月～八月業務概要報告
- (2) 会員協議会の件

- (3) 台風被害対策に関する件
- (4) 第二回全国推奨観光土産品発表会に関する件
- (5) 全国商工会議所電信略号に関する件
- (6) その他

四、表彰（会議所に功労のあつた者及び十年以上勤続の職員）

五、議事

- 議案第一号 昭和三十三年度事業報告の件
 - 議案第二号 昭和三十三年度経費収支決算報告の件
 - 議案第三号 副金頭および監事補欠選任の件
 - 議案第四号 不燃化都市建設のための基本制定に関する件
 - 議案第五号 中小企業対策に関する件
 - 議案第六号 不動産不法占拠に対する特別立法についての再要望の件
 - 議案第七号 「天災による被害中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法」の制定を政府に要望する件
 - 議案第八号 中小企業労働攻勢に対する方策を議し、併せて政府に向つてかかる現実に対し適切な措置を要望する件
 - 議案第九号 「共同溝」施設の促進と、これが施設に対する資金助成について政府に要望する件
 - 議案第十号 物産展示所など国鉄構内における、商工会議所その他公共団体管理の施設に対する「広告料金」の減免に関し国鉄当局に要望する件
 - 議案第十一号 電気事業法制定に伴う中央電気委員会及び地方電気委員会設置方要望の件
 - 議案第十二号 電気税の従価税制を従量税制に改正方要望の件
 - 議案第十三号 町名地番（番地）整理促進に関する件
 - 議案第十四号 小会議所の基盤強化と運営基準の策定について
 - 議案第十五号 産業労働者住宅建設資金の融資に関する要望の件
- ◎右会員総会の開会に先立ち同日同所に於て、第五八回常議員会および第二回議員総会が開催されたが、報告事項および議案等会員総会と大体同様につき、本紙掲載を省略します。
- 長期計画による画期的な中小企業振興に関する要望
- 日本商工会議所
- 中小企業の現状はその生産性の低位により付加価値額及び賃金の面において大企業との格差がますます拡大しつつあり、今日までの中小企業対策を以てしては、大企業中小企業間の格差は今後いよいよその巾を拡大することが予想

され、国民所得倍増計画が検討されつつある折柄、わが国経済の均衡ある拡大にとつてまことに憂慮すべきことといわなければならぬ。

よつて、この際わが国経済の成長発展に即応する中小企業基本政策を確立するため、内閣に新たに強力な審議金を設置し中小企業の近代化、合理化の長期計画を樹立し、計画ある中小企業振興施策の推進方を要望する。

これに関して、特に下記事項の実現について充分な考慮を払われたい。

記

- 一、中小企業の近代化・合理化の推進
- 中小企業の付加価値生産性の低位は、資本の不足に基づく設備機械の近代化の立遅れと経営及び技術の劣悪に原因するものであるからこれに徹底した改善を加えるため次の如き措置を講ずること。
- (1) 前記審議会において業種別に中小企業の近代化・合理化の長期計画を策定し、これに基づいて設備近代化の促進及び経営技術の向上を推進すること。
 - (2) 設備近代化の促進に必要な資金を確保するため次の措置を講ずること。
 - (イ) 中小企業金融公庫を設備近代化資金貸付の中核機関とし、これを拡大強化するとともに同公庫に前記長期計画に基づく所要資金を確保するため、毎年度必要な財政投融資を行うこと。
 - (ロ) 差当り昭和三十五年において設備資金九七〇億円の貸付を行うに必要な投融資七九〇億円（返済額を差引いた純増五八〇億円運転資金貸付を含めて）を確保すること。
 - (ハ) 中小企業金融公庫の貸付限度を超える設備近代化資金については、開発銀行の貸付資金枠を増大するとともにその貸付対象業種を拡張することによつてこれを確保すること。
 - (ニ) 全国銀行の中小企業向設備資金の貸付割合が極めて少い現状にかんがみ、全国銀行の積極的な協力によつてその中小企業向設備資金貸付の増大を図ること。
 - (ホ) 商工組合中央金庫に共同施設の設置を中心とする設備近代化資金を確保するため必要な財政投融資を行うこと。昭和三十五年においては、設備資金二七〇億円の貸付を行うに必要な投融資一五〇億円（運転資金を含めて）を確保すること。
 - (ヘ) 資金借入能力の比較的低い企業に対し現行設備近代化助成制度を強化し、その貸付額の画期的な増加を図ること。即ち、貸付割合を所要額の二分の一（現行三分の一）に引上げる（都道府県の負担を国の二分の一〔現在は国と同額〕とする。）とともに、貸付限度を三〇〇万円（現行二〇〇万円）とすること及び

び指定業種を大中に拡大し、広範囲の業種を貸付対象とすること。

昭和三十五年度に於ては国八〇億円、地方公共団体四〇億円を確保し、回収金を含め一三〇億円の設備近代化貸付を行うこと。

(K) 中小企業の近代化が共同施設にまつところが大であるのにかんがみ、商工組合中央金庫の貸付資金の増額とあいまつて共同施設補助金の増額を図ること。

昭和三十五年度においては共同施設補助金六億円を確保すること。

(H) 以上の設備近代化の推進に当つては次の措置を併せ講ずること。

① 中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の貸付金利を引下げるため財政投融資額の二割程度は出資によること。

② 中小企業の信用補完については信用保険、信用保証制度を強化すること。(後記)

③ 設備近代化により取得した資産について、特別償却制度を大中に拡充すること。

(3) 中小企業の経営の改善及び技術の向上

(4) 中小企業の経営の改善を図るため、現行中小企業診断制度を拡充し、中小企業診断士制度を法定し、及び所要経費の増額等により診断員の質的向上及び診断機能の強化を図るとともにとくに業種別総合診断を実施し、業界全体に関する問題の解明とその解決に資すること。

(H) 中小企業の技術水準の向上を図るため地方公共団体の公設試験研究機関の充実、技術指導員の設置、技能養成機関の整備等を図るとともに、これら機関及び業界との間に密接な連絡機構を設け、技術指導のための中核体とすること。

(K) 中小企業の労務管理について経営者の啓発指導の強化を図り、情報資料の提供、指導員の配置養成を行うこと。

二、零細企業対策の推進

上記中小企業の近代化、合理化の推進と併行して零細企業の育成安定を図るためには、金融、税制等の面において社会政策的な配慮を加えるとともに、その経営の改善について特にキメの細かい指導を行うことが必要であつて、次の如き措置を講ずること。

(1) 国民金融公庫の従来の実績に照らし、同公庫が零細企業金融に極めて重要な役割を果しているのにかんがみ、これに対する財政投融資を大中に増額し、零細企業金融の一層の充実を図ること。

昭和三十五年度においては一四〇〇億円の貸付を行う(普通貸付の充足率を現状の五五%から七〇%程度にする)に必要な投融資六七〇億円(返済額を差引いた純増四七〇億円)を確保すること。また同公庫の貸

付金利を引下げるため、これに対する投融資についてもその二割程度は出資にすること。

(2) 零細企業金融の円滑化が現行信用補完制度の充実にまつところが大であるのにかんがみ、中小企業信用保険公庫に必要な財政投資を行い信用保険、信用保証制度の強化拡充を図ること。

昭和三十五年度においては中小企業信用保険公庫に対する財政投資八〇億円(保険基金として三十億円、信用保証協会に対する融資基金として五〇億円)を計上し、保険、保証機能の拡大を図るとともに保険てん補率の引上げ保険料率及び保証料率の引下げを行うこと。

(3) 小売商業の経営の改善、合理化を図るため、特にその共同店舗、集合店舗等の建設に必要な資金について新たに長期低利の貸付制度を設けること。

(4) 零細企業の経営の改善、合理化等に関する指導については、商工会議所、商工会等に設置されている中小企業相談所の画期的な拡充整備を図り、これに事業者数に応じて必要な指導専門職員を配置し、指導相談の一層の徹底を期すること。

昭和三十五年度においては事業所数一〇〇〇に対して指導専門職員を配置するに必要な経費及びその養成と再教育指導相談資料の整備に必要な経費を確保すること。

なお中小企業に対する税制については別途要望する予定である。

不燃都市建設のための基本法制定に関する要望

日本商工会議所

都市不燃化の促進は、災害予防、都市の近代化等公共の福祉増進のため極めて必要であり、従つてこれを積極的に推進を図ることが肝要であることは今更いふまでもない。近時中高層耐火建築物等融資制度の実施により各都市における個々の建築物の不燃化は漸次実現をみているが、一方集団的不燃化事業は現在幾多の隘路が山積しているためこれが進捗を困難ならしめている現状である。従つて我国の都市不燃化を強力に促進するためには、少くとも都市の概要地区において集団的な不燃街区造成事業の推進を図ることが絶対に必要である。

よつて政府関係当局におかれては左記の如き不燃都市建設のための基本的法律の制定を速やかに実現せられるよう強く要望する次第である。

記

本法は都市の再開発、産業の振興を目的とし、従来の点又は線による不燃化を数歩進め、面による不燃化及び高度利用を強力に推進出来る基本的な制度とすること。

一、不燃街区の指定

都市の概要地区にあつて、火災を防ぎ都市環境を整備

NIKKE
Bonnytex
70 70 70
デシン

Y.K.K.
スライドファスター

金錠印 金折鑑印
ぬい糸 絹三シン糸

払込資本金四百万円

鈴木ボタン店

リオン通り TEL 4169
卸部国鉄駅前 TEL 7415

洋装材料は何んでも
一ヶ所で揃います

し、街区を高度に使用するため、充分に効果があると認められるブロック(街区)において耐火建築物が集团的に造成されるよう不燃街区を指定することができること。但しその指定は地元権利者の大多数の同意ある街区に對し行うものとする。

二、施行者

指定街区の造成事業は地方公共団体、日本住宅公団、及び地方公共団体が出資する公益法人又は別途共同建築組合の法制化と相まつて、当該地区の共同建築組合等がこれを施行するものとする。

三、造成事業

この事業の施行者は、街区内の土地、建築物その他の権利を一括買収し、地区内に集団不燃建築物およびその他の施設を造成した後その権利を売却するものとする。

四、事業資金の確保

政府は施行者に対し、事業に必要な資金を低利で貸し出すこと。

五、権利者への融資

指定街区内の権利者は優先的に権利を取得し得るものとし、再取得価格が当初の評価価格を上廻る場合は、資金面において優遇措置を講ずること。

六、税の軽減

指定街区内における建築物に対する不動産取得税、登録税等の免除及び固定資産税の一定期間免除または軽減の途を講ずること。

七、仮営業所ならびに仮住居の取得

建築中における仮営業所ならびに仮住居については優先的に取得できるよう特別の措置を講ずること。

第五九回日本商工会議所常議員会

日時 十月二十一日

会場 東京産業会館六階

出席 当所より藤生専務理事出席

会議内容

1. 報告事項

- 一、昭昭三十四年九月業務概況報告
- 二、伊勢湾台風等災害義援金募集に関する件
- 三、南米企業技術協力調査団に関する件
- 四、経済政策委員会よりの報告
- 五、税制委員会よりの報告
- 六、労働特別委員会よりの報告

七、その他

2. 協議事項

- 一、日本商工会議所海外企業技術協力斡旋本部規則一部改正の件
- 二、経済政策委員会よりの提案事項
 - イ、経済基本政策に関する件
 - ロ、石炭産業の不況対策に関する件
 - ハ、電気事業法改正に関する件
 - ニ、共同溝に関する件
- 三、税制委員会よりの提案事項
 - イ、税制改正に関する件
 - ロ、電気税改正に関する件
- 四、労働特別委員会よりの提案事項
 - イ、委員会運営方針に関する件
 - ロ、労働関係法改正に関する件
- 五、その他

3. 講演 藤山外務大臣

日本商工会議所

世界の経済は西歐諸国の通貨交換性の回復共同市場の進展等国際分業の原則に従い一層広汎かつ活潑な発展をみんとしている。

この世界経済の拡大と貿易の自由化のすう勢下においてわが国経済の一段の発展を期し、国民所得の増大を図るためには世界情勢に即応したわが国経済の長期的な見通しのもとに、確固たる経済基本政策を樹立し、これを強力に推進することが極めて肝要である。このために長期経済計画ないし所得増計画が検討されつゝあるが、われわれはこの機会に左記の如き経済基本政策に関する意見を開陳し、その実現方について国会並びに政府の深甚な考慮を要請するものである。

記

- 一、わが国の経済の安定的な発展を期し、国民所得の増大を図るためには産業及び貿易の構造を世界経済の発展に對応して、高度化することが必要であつて、むしろ必然のすう勢ともいへよう。産業構造の高度化のすう勢に即応して、鉱工業部門のみならず、農林部門においてもその近代化について根本政策を確立すべきときである。
- (1) 第一次産業特に農業における低生産性就業、構造の非近代性を根本的に改善するため、従来の労働集約的な食糧増産を主軸とする農業政策を改め農業に対する財政支出の経済的効果について、他部門のそれとの比較において再検討を加えるとともに次の如き基本政策を確立すること。
 - (イ) 農業の経営規模を拡大し、耕作の機械化を推進すること。このために必要な農業法人等の制度を考慮すること。
 - (ロ) 第二次及び第三次産業の雇用の増大に伴い、農業人口の過剰を逐次解消することにより一人当り農業所得の増大を図ること。
 - (ハ) 欧米諸国に比してわが国の鉱工業部門の全産業に對する比重がなおかなり低い実情にかんがみ、重化学工業化と輸出工業の振興を中心としてその拡大を図ること。
 - (ニ) 重化学工業化については、機械工業及び新化学製品工業に重点を置き、鉄鋼、その他の基礎部門と並んで特に所要の投融資を確保しその増強を図ること。
 - (ホ) 繊維、雑貨等の輸出工業についてはその製品の高級化新製品の造出を促進するため、設備近代化技術向上の施策を推進し、その振興を図ること。

- (3) 第二次及び第三次産業における企業数の大部分を占める中小企業に関しては、その雇用吸収が大きい反面大企業との間に付加価値及び賃金の格差が大きくなりつつあるに堪がみ、長期的な計画のもとに中小企業の近代化、合理化を推進する施策を講ずること。(本件に関しては九月三十日要望)
- 二、世界経済拡大のすう勢下にあつて、わが国貿易の画期的な伸張を図るため、貿易の自由化を目的とし、左記の貿易政策を推進すること。
 - 一、貿易外収入を確保するため、一段と国際観光、国際運輸の振興を図ること。
 - (1) 輸出構造の高度化を実現するため、特に機械類の輸出の増進及び輸出品の高級化と新製品の進出を中心とする輸出の増大を図ること。
 - (2) 貿易の自由化に伴い、長期的に見て経済効果のある増産が困難である食糧、工業用原材料等については国産分業の原則にそつてこれを輸入することにより輸出の増進を図ること。
- 三、なお、経済基本政策の樹立に当つては、国内各地域間における所得格差を縮小せしめるため、各地の産業立地条件を整備し工業の地方分散を促進するよう充分考慮すること。

**道路工事の規制並びに共同溝施設助成に
関する要望**

日本商工会議所

市街地における地下埋設工事その他の専用工事による道路の掘り返しは、いぜんあとをたたず、当該地区の商店街等のこむる迷惑は一通りでないのみならず、交通の障害および道路の損傷等の損失もまた多大であるのは周知のとおりである。

よつて、この際政府は道路の掘り返し規制の方策について、さらに検討を加え、一層その強化徹底をはかるとともに道路の掘り返しを必要としない共同溝の施設については、その所要資金について必要な助成を行う等の措置を講じてこれを促進せられるよう要望する次第である。

昭和三十五年度税制改正に関する要望

日本商工会議所

政府においては、さきに税制調査会を設置して、税制の根本的な改正について検討中であるが、その結論を得るにはなお相当の時日を要するものと思われる。しかしながら現下世界の課題となつてゐる貿易自由化に伴う国際競争の激化に対処するためには速やかにわが国企業の体質改善を図ることが極めて緊要である。

企業体質の改善のためには、税制、金融、設備近代化等の諸施策の強力な推進にまたねばならぬが、現在企業資本充実の不十分なわが国企業にとつてはとくに税制面における施策が要請されているところである。もし企業体質の改善が速やかに行われなるときには、今後のわが国経済規模の拡大発展の目標を実現して行くことも期待困難となることとおそれるものである。

よつて、明年度においては、災害対策費等の緊急支出の増嵩が予定されるが、企業体質改善を促進する税制上の措置については、一般経費の圧縮を図り少くとも左記事項について明年度税制改正として是非ともこれを実現されるようここに強く要望する次第である。

記

- 一、法人企業の負担を軽減し、資本蓄積を促進するため法人税率を現行の三八%（軽減税率三三%）をそれぞれ三%づつ引下げるとともに軽減税率の適用範囲を年所得三

- 〇〇万円に拡大すること。
- 二、現行の固定資産耐用年数の改訂については目下政府当局において検討中であるが、最近における技術革新の要請に即応するため固定資産の耐用年数の短縮を是非とも明年度より実施すること。
- 三、企業の自己資本を充実に、企業経営の健全化を図るため差当り増資配当免税制度を復活すること。
- 四、個人事業における税負担を軽減し、法人との負担の不均衡を調整するため取りあえず専従者控除額（現行九万円）を一万円に引上げること。
- 五、事業税の企業における負担はなお過重であるので、その税率を法人個人とも現行税率よりそれぞれ二%づつ引下げる。

伊勢湾台風の被害対策に関する要望

日本商工会議所

今次の伊勢湾台風は、愛知、三重、岐阜の三県を筆頭に殆んど全国にわたつて極めて甚大な被害を与えたが、各被害地の商工業のうけた被害はまことに大きなものがあり、特に中小企業の集積する愛知、三重、岐阜の三県における被害額は合計して八〇〇億円を超える（愛知五五〇億円で上、三重一五〇億円以上、岐阜一〇〇億円以上）という巨額なものとなつており、その惨状は目をおおむるものがある。

よつて、関係当局においては、現在各被災地に対してとられつつある河川、港湾等の復旧、物資及び資金の手当て等に関する応急措置を促進するとともに、来る臨時国会において災害復旧に必要な補正予算の計上及び災害復旧関係法律の制定を図り、被災地商工業者、なかんずく中小企業者に対しては特に左記事項の実現を期し一日も早く被災地中小企業の再建を図られるよう要望する次第である。

記

- 一、中小企業金融公庫の災害復旧融資について、同公庫に少くとも一〇〇億円程度の特別融資枠を設け、その貸付については次の措置を講ずること。
 - (1) 貸付利率を年六分五厘とすること。
 - (2) (1)の低利貸付の対象を製造業については従業員三〇〇人未満、商業及びサービス業については従業員三〇〇人未満のものとすること。
 - (3) 一件当り低利貸付の限度額を貸付総額中の三〇〇万円までとすること。
 - (4) 返済期間及び据置期間の延長、担保条件の緩和、貸付手続の簡素迅速化を図ること。
- また中小企業金融公庫に対する資金需要は年末を目前に控えて今後ますます増加する一方今次の災害により貸付金の回収難を来す等の事情から同公庫の資金量が相当不足するものとみられるので、上記災害復旧融資のほか、一三〇億円程度の財政投融资の増加（災害復旧融資の分と合せて合計三〇〇億円、うち四分の一程度は出資とする）を図り、同公庫における第三、第四、四半期の融資枠を確保すること。
- 二、国民金融公庫の災害復旧融資については、同公庫に七〇億円程度の特別融資枠を設け、その貸付については次の措置を講ずること。
 - (1) 貸付利率を年六分五厘とすること。
 - (2) 貸付額の全部を低利の貸付とすること。
 - (3) 返済期間及び据置期間の延長、担保条件の緩和、貸付手続の簡素迅速化を図ること。

全国商店サービス・コンクール受賞店



御婚礼衣裳
洋装生地



伝統と信用のとらやは優良呉服と服地を豊富
に取揃え御来店を御待ち申し上げて居ります

年末年始用御贈答用品調製承ります

信用第一
良品販売

とらや 呉服店

宇都宮市オリオン通り一条町角 (TEL 4505)

洋品・洋装
高級紳士服



店舗増築完成記念

明るく
買い良い店 タテノ
洋装店
オリオン通り TEL 7808

各眼科病院指定店
宇都宮優良店会加盟店



大工町
サカモトメガネ
宇都宮 電話4068

宇都宮市大工町国鉄駅前大通り

- 二十八日 宇都宮市中小工業機械設備融資審査会に、藤生専務理事出席
- 二十九日 第十四回日本商工会議所中小企業委員会に、藤生専務理事出席(別掲の通り)
- 〃 関東商工会議所連合会主催の最低賃金法および中小企業退職金共済法説明会(於都立工業奨励会)に鶴山職員出席
- 三十日 秋まつり打合会開催 岡本市商工課長、萩原長および藤生専務理事出席
- 十月 二日 長および藤生専務理事出席
- 〃 〃 発明相談開催 弁理士堀田先生
- 三日 第三回商店販売員講習会(於日光田母沢本館二日~三日)に鶴山職員出席(別掲の通り)
- 五日 法律相談開催 弁護士増淵先生
- 六日 関東商工会議所連合会幹事会(於東京銀行協会)に、藤生専務理事出席
- 〃 〃 栃木県総合会館建設小委員会(知事応接室)に、藤生専務理事出席
- 七日 秋まつり打合会開催 岡本市商工課長、萩原大類係長、荒牧商業部会長、民謡普及宮の会幹部および藤生専務理事、小川職員出席
- 八日 宇都宮靴同業組合創立総会に、藤生専務理事出席
- 〃 〃 栃木県十一市商工事務研究会(於大田原市青年研修所)に、藤生専務理事出席
- 九日 当所商業活動調整協議会開催 手塚委員を除く委員、参与全員出席
- 〃 〃 宇都宮中小企業互助会審査委員会開催 藤生専務理事出席
- 〃 〃 宇都宮商工業施設改善資金審査委員会開催 藤生専務理事出席
- 〃 〃 藤生専務理事出席
- 〃 〃 第十一回和文タイピスト技能検定試験施行(別掲の通り)
- 〃 〃 水沢商工会議所青年部役員一五名当地商店街視察のため来所
- 十三日 秋まつり協力委員会開催 市より古沢助役、岡本商工課長その他、商店街連盟より荒牧連盟会長その他、当所より上野会頭、保坂、高橋副会頭および藤生専務理事など関係者合計七〇名出席
- 十五日 防犯、交通に関し警察当局との懇談会開催
- 〃 〃 宇都宮警察署より田部井署長および警備係長交通係長、市より岡本商工課長、当所上野会頭の外商業部会および交通運輸部に属する会員五〇名出席
- 十六日 第二回関東商工会議所連合会総会(於横浜市)に、藤生専務理事出席
- 〃 〃 第五九回日本商工会議所常議員会に藤生専務理事出席(別掲の通り)
- 〃 〃 青森商工会議所後藤副会頭外八名、当地商店街視察のため来所
- 〃 〃 下野新聞創刊七十五周年記念式典に栃木県商工会議所連合会古田副会長出席
- 〃 〃 当所商業活動調整協議会開催
- 〃 〃 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席
- 〃 〃 福島県東館商工業協同組合員五〇名、当地商店街視察のため来所
- 〃 〃 太田商工会議所商店従業員七〇名、当地商店街視察のため来所
- 〃 〃 二十四日 宇都宮青色申告会創設十周年記念式典に藤生専務理事出席
- 〃 〃 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席
- 〃 〃 二十五日 第三十七回珠算能力検定試験施行
- 〃 〃 二十六日 右珠算能力検定試験事務所会場分施行

一、ところ 静岡市産業会館（静岡市呉服町一五の四）
 一、出品品目 工業製品、手工芸品、農水産製品、観光関係物産等一般
 一、出品希望者は当会議所観光係にお問合せ下さい。（申込は十二月二十日までなるも状況によりそれ以前に締切）

○第二回全国推奨観光土産品発表会

一、と き 昭和卅五年二月十六日、廿一日
 一、ところ 東京日本橋 三越本店
 一、出品希望者は、県商工労働部振興課内「栃木県観光土産品生産組合」へお問合せ下さい。

小売物価調査報告表

（昭和三十四年十月十五日現在）

区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格																																																																																																																	
(イ) 主	精米	1 kg	83 ^円	及び野菜	大根	1 kg	20 ^円	工食料品	こんにやく	100g	3 ^円	(ト) 嗜好品	竹輪	〃	8																																																																																																																	
	〃 (關)	〃	86		にんじん	〃	40		たたくあん	〃	4		〃 (外米)	〃	63	キャベツ	〃	18	梅干	〃	20	〃 (準内地米)	〃	77	ねぎ	〃	40	りんご	1 kg	1	糯米	〃	91	玉ねぎ	〃	22	みかん	〃	1	精麦	〃	55	(ハ) 畜産食料品	牛肉	100g	65	キャラメル	1 函	20	小麦粉	〃	55	豚肉	〃	55	清酒	1 本	825	小麦食パン	100g	5	鶏肉	〃	40	ビール	〃	113	干うどん	〃	5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃	33	(ロ) 豆類	あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶	100g	35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函	180	紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳	1かん	300	たばこ	10本	30																								
	〃 (外米)	〃	63		キャベツ	〃	18		梅干	〃	20		〃 (準内地米)	〃	77	ねぎ	〃	40	りんご	1 kg	1	糯米	〃	91	玉ねぎ	〃	22	みかん	〃	1	精麦	〃	55	(ハ) 畜産食料品	牛肉	100g	65	キャラメル	1 函	20	小麦粉	〃		55	豚肉	〃	55	清酒	1 本	825	小麦食パン	100g	5	鶏肉	〃	40	ビール	〃	113	干うどん	〃	5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃	33	(ロ) 豆類	あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶		100g	35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函	180	紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳	1かん	300	たばこ	10本	30																															
	〃 (準内地米)	〃	77		ねぎ	〃	40		りんご	1 kg	1		糯米	〃	91	玉ねぎ	〃	22	みかん	〃	1	精麦	〃	55	(ハ) 畜産食料品	牛肉	100g	65	キャラメル	1 函	20	小麦粉	〃		55	豚肉	〃	55	清酒	1 本	825	小麦食パン		100g	5	鶏肉	〃	40	ビール	〃	113	干うどん	〃	5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃	33	(ロ) 豆類	あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶		100g	35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函		180	紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳	1かん	300	たばこ	10本	30																																						
	糯米	〃	91		玉ねぎ	〃	22		みかん	〃	1		精麦	〃	55	(ハ) 畜産食料品	牛肉	100g	65	キャラメル	1 函	20	小麦粉	〃		55	豚肉	〃	55	清酒	1 本	825	小麦食パン		100g	5	鶏肉	〃	40	ビール	〃	113		干うどん	〃	5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃	33	(ロ) 豆類	あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶		100g	35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函		180	紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22		粉乳	1かん	300	たばこ	10本	30																																													
	精麦	〃	55		(ハ) 畜産食料品	牛肉	100g		65	キャラメル	1 函		20	小麦粉	〃		55	豚肉	〃	55	清酒	1 本	825	小麦食パン		100g	5	鶏肉	〃	40	ビール	〃	113		干うどん	〃	5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃		33	(ロ) 豆類	あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶		100g	35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函		180	紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22		粉乳	1かん	300	たばこ	10本	30																																																					
	小麦粉	〃	55			豚肉	〃		55	清酒	1 本		825	小麦食パン	100g		5	鶏肉	〃	40	ビール	〃	113	干うどん		〃	5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃	33		(ロ) 豆類	あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶		100g		35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函	180		紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳		1かん	300	たばこ	10本	30																																																														
	小麦食パン	100g	5			鶏肉	〃		40	ビール	〃		113	干うどん	〃		5	牛乳	1 本	10	サイダー	〃	33	(ロ) 豆類		あづき	100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶	100g			35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函	180		紅茶		1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳	1かん		300	たばこ	10本	30																																																																							
	干うどん	〃	5			牛乳	1 本		10	サイダー	〃		33	(ロ) 豆類	あづき		100g	10	鶏卵	100g	24	緑茶	100g			35	かんしよ	1 kg	20	バター	1 函	180	紅茶			1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳	1かん		300		たばこ	10本	30																																																																																
	(ロ) 豆類	あづき	100g			10	鶏卵		100g	24	緑茶		100g		35		かんしよ	1 kg	20	バター	1 函	180	紅茶			1かん	320	ばれいしよ	〃	22	粉乳	1かん	300			たばこ	10本	30																																																																																										
かんしよ		1 kg	20	バター		1 函	180	紅茶	1かん	320	ばれいしよ	〃	22		粉乳		1かん	300	たばこ	10本	30																																																																																																											
ばれいしよ		〃	22	粉乳		1かん	300	たばこ	10本	30																																																																																																																						

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格
(イ) 雑	歯みがき粉	1 袋	20 ^円	(ロ) 雑	皮短靴	1 足	3,000 ^円	(ハ) 雑	歯みがき粉	1 袋	20
	歯ブラシ	1 本	50		運動靴	〃	280		歯ブラシ	1 本	50
	飯茶わん	1 個	20		げた	〃	350		飯茶わん	1 個	20
	なべ	〃	390		洋傘	1 本	350		なべ	〃	390
	やかん	〃	390		半紙	1 帖	20		やかん	〃	390
	バケツ	〃	150		ちり紙	百枚	10		バケツ	〃	150
	マツチ	1 袋	25		ノート	1 冊	30		マツチ	1 袋	25
	アルコール	1 瓶	420		鉛筆	1 本	10		アルコール	1 瓶	420
	電球	1 個	65		せつけん浴	1 個	30		電球	1 個	65
	脱脂綿	1 袋	30		〃洗	〃	20		脱脂綿	1 袋	30

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格						
(イ) 衣	晒木綿	1 米	24 ^円	(ロ) 建築材料	杉角材	1 石	5,500 ^円	(ハ) 燃料	木炭	1 俵	450						
	キャラコ	〃	96		杉板	1 坪	450		まき	1 束	55						
	スフモ	〃	49		亜鉛鉄板	1 枚	280		石炭	1 噸	520						
	綿ネル	〃	120		くぎ	100g	9		灯れん	1 袋	230						
	人絹地	〃	60		畳表	1 枚	280		ガ	40立方米	876						
	富士絹	〃	380		板ガラス	〃	55		電	40W	420						
	富サ	〃	1,550		(イ) 燃料	(ロ) 燃料	(ハ) 燃料		(イ) 燃料	(ロ) 燃料	(ハ) 燃料						
	打綿	1 本	1,350									炭	1 俵	450	まき	1 束	55
	縫糸	1 把	19									石炭	1 噸	520	石炭	1 噸	520
	毛糸	1 本	1,250									灯れん	1 袋	230	灯れん	1 袋	230
男子ワイシャツ	1 枚	800	ガ	40立方米				876				電	40W	420			
男子タオル	1 m	200	男子靴	1 足				130									

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格						
(イ) 衣	晒木綿	1 米	24 ^円	(ロ) 建築材料	杉角材	1 石	5,500 ^円	(ハ) 燃料	木炭	1 俵	450						
	キャラコ	〃	96		杉板	1 坪	450		まき	1 束	55						
	スフモ	〃	49		亜鉛鉄板	1 枚	280		石炭	1 噸	520						
	綿ネル	〃	120		くぎ	100g	9		灯れん	1 袋	230						
	人絹地	〃	60		畳表	1 枚	280		ガ	40立方米	876						
	富士絹	〃	380		板ガラス	〃	55		電	40W	420						
	富サ	〃	1,550		(イ) 燃料	(ロ) 燃料	(ハ) 燃料		(イ) 燃料	(ロ) 燃料	(ハ) 燃料						
	打綿	1 本	1,350									炭	1 俵	450	まき	1 束	55
	縫糸	1 把	19									石炭	1 噸	520	石炭	1 噸	520
	毛糸	1 本	1,250									灯れん	1 袋	230	灯れん	1 袋	230
男子ワイシャツ	1 枚	800	ガ	40立方米				876				電	40W	420			
男子タオル	1 m	200	男子靴	1 足				130									

編集後記

本号には昭和三三年度收支決算書、政府当局に提出の各種要望内容の外、中小企業退職金共済制度の説明などを掲載しましたので、創刊号以来最大頁となりました。
 右各種要望書は日本商工会議所名ではありませんが、日本商工会議所の常議員である当会議所は常にその協議に参画しておりますことをご認識の上一層のご支援をお願い致します。